## 資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
福祉部子ども家庭局	設置工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産く費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の過大に、固定資産が過少となっていた。  工事完了日:令和6年1月22日(検査日:令和6年2月21日)  工事名称 金額  大阪府立青少年海洋センター宿泊管理棟LED照 明設置工事 1,617,6	費用が 防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録) 第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和6年6月3日から同年7月1日まで)